

審査対象授業の映像記録を開示せよ！

2017年9月11日 東京地裁第3回口頭弁論



48名もの支援者で、傍聴席を埋めつくす！！

勝ち取る会ニュース No.3

九月一日（月）、東京地裁立川支部第四〇四号法廷において「指導力不足教員」の第三回口頭弁論が行われました。傍聴席があふれる四八名もの支援者に見守られる中、行われました。

今会の口頭弁論は、前回、被告が（都教委・市教委）出してきた意見書に対し、反論した書面二九枚を裁判所・被告側に渡しました。

そのあと、原告弁護団の富永弁護士は、「次回の口頭弁論までに被告側が認定理由としてあげている観察授業・分析授業の、逐語記録及び音声記録を提出することになっている。それだけでは授業の様子が分からない！映像記録を提出するように」と被告側へ要望を出しました。

それに対し、都教委弁護団は、「録画は提出しない」と切り捨てました。

我々は問題になっている点を明らかにするために映像記録を請求します。

次回法廷の期日十月三〇（月）を確認し、次々回が一二月一八

日と決まり閉廷しました。

閉廷後、裁判所前で弁護団から今回の口頭弁論の説明がありました。

橋詰弁護士から「年に五回、原告を審査する授業があり、そこでの問題があげられている。

しかし、具体的な指摘ではなく、あいまいに述べている。そのために、授業の映像記録の提出を求めた。組体操・家庭科での怪我は普通に起こりうるもので、それを認定理由にあげるのは問題がある」ことなどを話しました。

また、富永弁護士は、毎回、傍聴席が埋まるほどの支援者の力によって、これまで要望したものが提出されたり、被告側も圧力を感じたりしている効果があることを話しました。

工藤会長も「指導力不足教員」の制度の問題点について話しました。

支援者からは「口頭弁論の時間が短く、どんなことがやりとりされたのか分からない」、「もっと迫力をもって、被告側を追

求して欲しい」などの意見がありました。

原告からは、支援者への感謝と署名のお願いがありました。

裁判の経過

二〇一二年に府中市の小学校に異動したAさんは、二〇一四年四月に校長の判断で、「指導力不足教員」として申請されました。研修センターでの勤務を余儀なくされ、子どもと切り離されています。復帰が叶わなければ分限免職に追い込まれます。

二〇一七年三月、東京地裁立川支部に損害賠償を求め校長・市教委・都教委、また研修センターの対応を提訴しました。

二〇一七年四月の第一回口頭弁論では本人が意見陳述を読み上げました。

同年六月の第二回口頭弁論では、原告弁護団が未開示の都教委審査委員の意見書を開示するよう請求しました。しかし、都教委は開示が難しいとして、まだ開示していません。

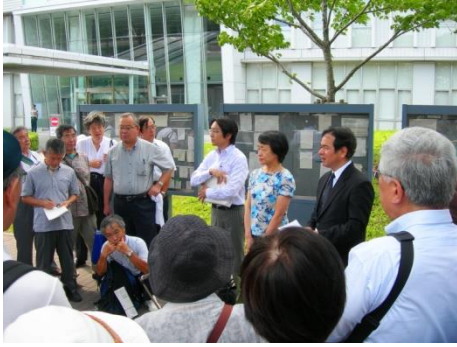
第三回口頭弁論での

被告側への請求

○被告都教委が保管する授業の様子を録画した映像データとその反訳の提出。

○都教委が要綱に基づく協議を開催した、開催日・開催時刻・開催場所・参加者名簿・協議内容の写しを明らかにする。

○教職員研修センターが「受講者個別の課題を分析」して作成した「個別の研修計画」、及び所属校が「受講者の課題分析」に基づいて作成した「年間研修計画」



9月11日東京地裁立川支部

署名761筆集まる!

「府中小学校教員の『指導力不足』認定を正す公正な判決を求める要望書」の署名が九月一日現在で761筆になりました。1000筆になったら、裁判所に一回目の提出をしたいと考えています。

皆様の支援が被告・裁判所への圧力、そして、原告への勇気へとつながります。

都教委が行う「指導力不足教員」の制度を正すため、みなさま一人一人の支援が必要です。

私たちの力でこの裁判を勝ち取りましょう。



5月13日都教組大会

10月30日傍聴席を支援者でいっぱいにしましょう!

第4回口頭弁論

期日 10月30日(月) 10時30分開廷

場所 東京地裁立川支部 第404号法廷

第5回口頭弁論

期日 12月18日(月) 11時30分開廷

場所 東京地裁立川支部 第404号法廷



事務局〒185-0034 国分寺光町 1-40-12

東京都教職員組合北多摩西教育会館内

『府中市小学校教員の職場復帰を勝ち取る会』

Tel :042-576-1161

Fax:042-576-0529